

新科目「歴史総合」とどう向き合うか

東京学芸大学名誉教授

君島 和彦

1 はじめに

2018年2月14日、高等学校学習指導要領(案)が公表された。この学習指導要領(案)は、中央教育審議会の答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策について」(2016年12月21日公表・以下「答申」と略す)を受けて出されたものである。すでに「答申」を受けて、2017年3月に幼稚園、小学校、中学校の学習指導要領が告示されており、最後に高等学校学習指導要領(案)が公表された。これから1ヶ月間、広く意見を聞くパブリックコメントを経て、確定された学習指導要領が告示される予定である。

本稿は、確定した学習指導要領が告示される前の(案)に依拠して書いているので、この冊子が発行される頃には確定された学習指導要領が告示されており、若干の齟齬が生じているかも知れないがご了承いただきたい。

本稿では、「答申」を踏まえて公表された高等学校学習指導要領案の「歴史総合」とそれに関わる地理歴史科の科目などについて論じてみたい。

2 新学習指導要領の基本方針

今回の学習指導要領(案)の最大の特徴は、全教科を通して「主体的・対話的で深い学び」を実現しようとしていることである。この点はすでに「答申」でも「三つの柱」として書かれており、「知識・技能」「思考力・判断力・表現力等」、「学びに向かう力・人間性等」とまとめられてい

る。これを学習指導要領(案)では「第1章総則」の「第1款高等学校教育の基本と教育課程の役割」の最初に書いている。引用してみよう。

「基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かし多様な人々との協働を促す教育の充実に努めること」

これから検討する「地理歴史科」の科目でも、この方針が強く貫徹していることをまず確認しておきたい。

この点については賛否両論があるだろうが、賛否については、これが各教科科目でどう実現されているかを見てからにしたい。

3 社会科の復活

今回の学習指導要領(案)で注目すべきことの1つに、高校でも「社会科」が復活したと言えるのではないかと、思えることである。

現在の高校には「社会科」はない。社会科は1989年告示の学習指導要領から「地理歴史科」と「公民科」に分かれた。従って当然であるが教科の「目標」も別々になった。

ところが、今度公表された学習指導要領(案)では、地理歴史科の「目標」は

「社会的な見方・考え方を働かせ、課題を追究したり解決したりする活動を通して、広い視野に立ち、グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の

有為な形成者に必要な公民としての資質・能力を次のとおり育成することを目指す。」となっている。

ところが公民科の「目標」では、地理歴史科の「目標」の「課題」(ナミ下線部)が「現代の諸課題」になっているだけである。教科の最初に書かれるメインの「目標」が同じであれば、2つの教科に分ける必要はない。「社会科」復活とは言っていないが、事実上の復活である。

しかし、学習指導要領(案)には、この大きな「目標」をさらに説明する条項が(1)から(3)まで書かれている。そこは地理歴史科と公民科では差異がある。しかし、(1)は最後は「調査や諸資料から様々な情報を適切かつ効果的に調べまとめる技能を身に付けるようにする。」という「三つの柱」の1つを「目標」にいたのである。(2)は「構想したりする力や、考察、構想したことを効果的に説明したり、それらを基に議論したりする力を養う。」ことであるが、これも「三つの柱」の1つである。つまり、(1)と(2)は、教科の差異が「三つの柱」に合わせて書かれているだけなのである。

差異があるのは(3)で、地理歴史科では「日本国民としての自覚、我が国の国土や歴史に対する愛情、他国や他国の文化を尊重することの大切さについての自覚などを深める。」とあり、「日本国民としての自覚、我が国の国土や歴史に対する愛情」を強調し、公民科では「国民主権を担う公民として、自国を愛し、その平和と繁栄を図ること」と書かれている点である。「日本国民としての自覚」と「国民主権を担う公民」の差異である。これは大きな差異であるが、1989年告示の学習指導要領によって「社会科」が解体される前の1978年版学習指導要領にあった「民主的、平和的な国家・社会の有為な形成者として必要な公民的資質を養う」と言う部分が、「社会科解体」の1989年版学習指導要領で、地理歴史科では「日本国民としての必要な自覚と資質を養う」となり、公民科では「平和で民主的な国家・社会の有為な形成者として必要な公民としての資質を養

う」となった。この点を踏まえれば、「地理歴史科」も「公民科」も現行学習指導要領の継続と言える。

ここからは、大きな「目標」では事実上「社会科」を復活させ、細目では現行学習指導要領を踏襲したものが、今回の学習指導要領(案)であると言えよう。

4 地理歴史科の構成

今回の学習指導要領(案)では、地理歴史科の歴史関係科目は、「歴史総合」(2単位必修)と選択科目の「日本史探究」(3単位)と「世界史探究」(3単位)が設定された。これは「答申」の構成を実現したものである。

それでは、これらはどのような目的の科目だろうか。再び科目の「目標」を見てみよう。

まず、必修科目の歴史総合の「目標」は、先に引用した「地理歴史科」の目標の2重下線「社会的な」を「社会的事象の歴史的な」に変えただけである。そして、日本史探究と世界史探究も全く同じである。つまり、歴史関係3科目の「目標」は同じなのである。ここでは、新科目歴史総合や日本史探究、世界史探究の特色は見いだせない。

さらに、地理総合と地理探究を見ると、2重下線部分が「社会的事象の地理的な」に変わっただけである。さらに言えば、公民科の「目標」が地理歴史科と近似していたように、「公共」では、2重下線部分が「人間と社会の在り方についての」になり、「倫理」では「人間としての在り方生き方についての」になり、「政治・経済」では「社会の在り方についての」になっているだけなのである。

つまり、復活した「社会科」の「目標」は、その科目のあり方を端的なフレーズで表現した部分だけが異なり、「社会科」の科目は基本的なあり方は同じということになる。

しかし、各科目には「目標」の下に(1)から(3)まで、細目の「目標」がある。ここは全く同文ではなく、若干の差異がある。「歴史総合」の(1)の冒頭の「近現代の歴史」が「日本史探

究」では「我が国の歴史」に、「世界史探究」では「世界の歴史の大きな枠組み」になっているが、その後の文章は同じである。

このように各教科、科目の「目標」が、同じであったり近似していたりすることをどう見れば良いのか。今回の新学習指導要領（案）の考え方が、極めて「型にはまった思考」で作られていると言うことである。各教科、科目で学ぶ「内容」に差異はあるが、学ぶ「目標」は同じであって、本稿の最初に述べた「基本方針」の各教科・科目での実現なのである。全教科を通して「主体的・対話的で深い学び」を実現すること、「答申」でいう「三つの柱」である「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力等」、「学びに向かう力・人間性等」を学ぶことが「目標」なのである。

この画一化については、大いに疑問に思う方があるだろうが、この基本方針は、パブリックコメントでどのような意見が出ようと変わらないであろう。

この事態に対して、どう対処するか。教科書を作る場合も、授業を展開する場合も、この基本方針を受けて、地理歴史科でいえば、復活した「社会科」でいえば、極めて緊密に相互の関連をとりつつ対処する必要がある。具体的には、「歴史総合」はA先生に任せ、私は「日本史探究」だけを教えるなどという対処では、おそらく授業を進行できないことになろう。相互の関連が重要だからである。

さらに、このように言えるのは、先日公表された大学入試のための「大学入学共通テスト」を見ると、この基本方針にそった出題が考慮されると見ることができるからである。つまり、従来型の教科書や授業では大学入試に対応できないということである。このことは歴史総合や日本史探究、世界史探究を検討すれば、一目瞭然である。

5 歴史総合で何を学ぶか

歴史総合はどのような構成になっているかを見よう。

まず「目標」を見ると、(1)の冒頭に「近現

代の歴史」とあり、歴史総合では、近現代の歴史に限定されていることが分かる。前近代史は教科書には書けない。現在の指導要領で「日本史A」の「目標」が「我が国の近現代の歴史の展開」となっていて、前近代史を全く書けなかったことを踏まえれば明らかである。「世界史A」は「近現代史を中心とする世界の歴史」となっているので、前近代史を書くことができた。

歴史総合は、「世界史と日本史の統合」した科目である。このことは「目標」の(1)に「世界とその中の日本を広く相互的な視野から捉え」とあることによって、「答申」を継承している。さらに、近現代史については「現代的な諸課題の形成に関わる近現代の歴史」を理解するとなっている。「目標」の(2)に、「時期や年代、推移、比較、相互の関連」とあるので、歴史の流れを書けないわけではないだろうが、これらに「着目して」となっているので、歴史の推移は中心的課題ではなく、まさに「着目して」「三つの柱」を学ぶことが「目標」であると言えよう。

6 歴史総合の構成

歴史総合は、「答申」にあったように、大きく4編構成である（「編」は筆者が付与した）。

第1編 A 歴史の扉

第2編 B 近代化と私たち

第3編 C 国際秩序の変化や大衆化と私たち

第4編 D グローバル化と私たち

この構成での「答申」との差異は、第3編に「国際秩序の変化や」が加わっただけである。評判の悪かった「大衆化」だけでは、時代を捕らえきれないので、学習指導要領になる段階で「国際秩序の変化」が加わったのであろう。

6-1

第1編 A 歴史の扉

歴史総合の構成を見ると、「第1編 A 歴史の扉」は全体の導入の編で、2章構成になっている。

(1) 歴史と私たち

(2) 歴史の特質と資料

そして、「ア＝知識または技能」と「イ＝思考力・判断力・表現力等」を学ぶという形式で書かれており、この型は全編を貫いている。

この編は、「歴史総合」全体の導入なので、「(1) 歴史と私たち」では、身近な生活や地域と「日本や日本周辺の地域及び世界の歴史」のつながりを理解するところである。世界史と日本史と身近な歴史がつながっていること、つまり、歴史を学ぶ意味を考えようとしている。

「(2) 歴史の特質と資料」では、歴史は資料に基づいて叙述されることを学ぶ。そのために複数の資料の関係や異同等に着目して資料の情報を考察・表現することを学ぶ。これらは中学校の学習を基礎に「具体的な事例を取り上げて指導する」としている。中学校の歴史学習に大きく依拠している点に特徴がある。

6-2

第2編 B 近代化と私たち

第2編「B 近代化と私たち」は、4章構成である。「章」は筆者の付与。

第1章 (1) 近代化への問い

第2章 (2) 結び付く世界と日本の開国

第3章 (3) 国民国家と明治維新

第4章 (4) 近代化と現代的な諸課題

この構成で、第1章は、第2編への導入の章で、第4章は第2編のまとめの章である。つまり、具体的な「歴史」を学ぶ章は2つの章である。

第1章「(1) 近代化への問い」は、アで資料から情報を読み取る「技能」を身に付ける。そしてイでは「近代化に伴う生活や社会の変容」について考察し「問いを表現する」ことが目的である。「問いを表現する」とはどのようなことかは書かれていない。おそらく「近代化は私たちの生活に何をもたらしたのか」というような第2編全体に関わるような「問い」を設定し、第2編を学んでいくことになるのだろう。

その際、「内容の取り扱い」にあるように、「中学校社会科の学習の成果を踏まえ」て指導することになる。高校の教員は、中学校の教科書を参照

するなどして、中学校の社会科で何を学んだかをよく理解しておかなければならないことになる。

第2章「(2) 結び付く世界と日本の開国」と第3章「(3) 国民国家と明治維新」は、各々2節構成になっている。

ここでも「型」ができていて、アの(ア)と(イ)で「身に付ける」「知識」の内容を提示し、イの(ア)と(イ)で「思考力・判断力・表現力等」を「身に付ける」ことを求めている。そのため、各節に1ないし3の「主題を設定」している。学ぶ内容と「多面的・多角的に考察し、表現する」ための「主題」がすでに提示されている。例えば、第2章「(2) 結び付く世界と日本の開国」で提示されている「主題」は、

① 18世紀のアジア諸国における経済活動の特徴

② アジア各地域間の関係

③ アジア諸国と欧米諸国との関係

である。この「主題」は教科書や授業で必ず取り上げなければならないのかどうかは分からない。とはいえ、教科書では、これらを追究する「資料」の選択と設問などで独自性を出すことになる。教室でも独自にどんな資料が提示できるか、教員の力量が問われるところである。歴史の流れを説明する授業はできなくなる可能性が高い。授業の目的が違うからである。

第4章「(4) 近代化と現代的な諸課題」は、「第2編 B 近代化と私たち」のまとめの章である。ここではアの身に付ける「知識」は「現代的な諸課題の形成に関わる近代化の歴史を理解すること」である。「現代的な諸課題」と「近代化の歴史」の関わりを学ぶ。つまり、第1編で学んだことそのものである。イでは「主題について」「多面的・多角的に考察し、表現する」ことを求めている。その際に「答申」で強調していた「自由・制限、平等・格差、開発・保全、統合・分化、対立・協調」等の観点での「主題」設定を求めている。対立する2つの要素を含む「主題」を「近代化」に関して設定して学ぶことになる。5つの対立する要素全てか、選択的に構想するか、教科書執筆者の力量と授業を実施する教員の力量が問わ

れるところである。

6-3

「歴史総合」まとめ章

第3編「C国際秩序の変化や大衆化と私たち」と、第4編「Dグローバル化と私たち」は、第2編と全く同じ形式で構成されている。

しかし、第4編「Dグローバル化と私たち」の第4章「(4) 現代的な諸課題の形成と展望」は、形式はそれまでの編の最終章と同じく「編のまとめ」であるが、「内容の取り扱い」によれば、「この科目のまとめ」と位置付けられている。そして第2編や第3編の「(4) まとめ」を「深めたり」、「異なる観点を取り上げたりして、この科目の学習を振り返り適切な主題を設定する」と説明している。第4編の(4)には、身に付ける「知識」として「歴史的経緯を踏まえて、現代的な諸課題を理解すること」とある。「歴史」と「現代的な課題」を身に付けるという重要な内容が提示されているので、「歴史と現代」という最も根底的な問いを立てて「歴史総合」の学習を締めくくるといことになる。これこそ歴史教育の根本であり、歴史教育のめざすところではないだろうか。この「主題」が抽象的であるからこそ、生徒と共に「現代的な課題」を考えることが可能になるとも言える。

7 歴史総合と歴史

歴史総合で学ぶ「歴史」はどのような内容か。所謂「通史」を教えてきた全国の高校教員には最も関心の高いところであろう。

この点については、今回の学習指導要領(案)は従来のものと大きな差異はないように見える。つまり、身に付ける「知識」として書かれている内容は3～4行である。しかも、各編の(1)は導入で最終章は「現代的な諸課題」を扱い「学習を振り返る」章である。従って、「歴史」を扱うのは、

第2編 B 近代化と私たち

第2章(2) 結び付く世界と日本の開国

第3章(3) 国民国家と明治維新

第3編 C 国際秩序の変化や大衆化と私たち

第2章(2) 第一次世界大戦と大衆社会

第3章(3) 経済危機と第二次世界大戦

第4編 D グローバル化と私たち

第2章(2) 冷戦と世界経済

第3章(3) 世界秩序の変容と日本

という構成になる。

つまり、各編2章だけである。この章は、構成を見ると、2節で構成できるように極めて構造的になっている。

では、第3編を例に、従来の学習指導要領に対応する箇所を引用してみよう。

第2章(2) 第一次世界大戦と大衆社会

(ア) 第一次世界大戦の展開、日本やアジアの経済成長、ソヴィエト連邦の成立とアメリカ合衆国の台頭、ナショナリズムの動向と国際連盟の成立などを基に、総力戦と第一次世界大戦後の国際協調体制を理解すること。

(イ) 大衆の政治参加と女性の地位向上、大正デモクラシーと政党政治、大量消費社会と大衆文化、教育の普及とマスメディアの発達などを基に、大衆社会の形成と社会運動の広がりを理解すること。

第3章(3) 経済危機と第二次世界大戦

(ア) 世界恐慌、ファシズムの伸張、日本の対外政策などを基に、国際協調体制の動揺を理解すること。

(イ) 第二次世界大戦の展開、国際連合と国際経済体制、冷戦の始まりとアジア諸国の動向、戦後改革と日本国憲法の制定、平和条約と日本の独立の回復などを基に、第二次世界大戦後の国際秩序と日本の国際社会への復帰を理解すること。

以上である。

この学ぶ「歴史」の内容をみると、第3編は、第1次世界大戦から第2次世界大戦の後、サンフ

ランシスコ平和条約までを扱う。1945年、敗戦、新憲法の制定などは画期になっていない点が注目される。

しかし、この内容を見て「安心」された方はいないだろうか。これは「日本史A」だ、または「世界史A」だと。さらに、これこそ「世界史と日本史の統合」だと。学習指導要領（案）を見ると、日本史を中心にするか、世界史を中心にするか、その統合にするか、教科書執筆者、授業を担当する教員によって、自由自在に扱えるように見える。

ただし、「安心」はできない。学習指導要領（案）には「内容の取扱い」の冒頭に「近代の歴史の変化を大観して」とあり、「個別の事象のみの理解にとどまることのないよう留意すること」と釘を刺している。つまり、従来の日本史や世界史の授業のような詳しい「通史」は扱えないことになる。「歴史総合」は2単位であるから、当然とも言える。

その上に学習指導要領（案）では、引用文の（ア）と（イ）が身に付ける「知識」とされている。この引用文を見ると、全ての箇所で「…などを基に、…を理解すること。」とある。つまり、理解すべきことが明示されている。第2章「（2）第一次世界大戦と大衆社会」で見れば、「総力戦と第一次世界大戦後の国際協調体制」を理解するための「知識」として、「第一次世界大戦の展開、日本やアジアの経済成長、ソヴィエト連邦の成立とアメリカ合衆国の台頭、ナショナリズムの動向と国際連盟の成立など」を学ぶという構造である。

そして、この「知識」の「背景や影響」に「着

目」して「主題」を設定して「多面的・多角的に考察し、表現する」ことになっている。さらにその「主題」まで学習指導要領（案）では提示している。この第2章で見れば「第一次世界大戦の性格と惨禍」と「日本とアジア及び太平洋地域の関係や国際協調体制の特徴」である。

つまり、学ぶ「知識」と「多面的・多角的に考察し、表現する」「主題」が提示されている。「歴史」を学ぶ目的は、「主題」を「多面的・多角的に考察し、表現する」ためにある。歴史学習のあり方を根本的に変える必要がある。

8 おわりに

1948年に始まった新制高校で、1949年に歴史教育では「日本史、世界史」体制が発足し、1989年の学習指導要領によって社会科が解体されたが、「日本史、世界史」体制が継続してきた。今回の学習指導要領（案）によって「総合、探究」体制になった。今回の歴史教育の科目の変更は、歴史教育の大変革なのである。

しかも、今回の学習指導要領の改定は、高校教育に大きな影響を持つ大学入試のあり方の変更と連動していることも、考慮しなければならない。とすれば、過去の教員の蓄積にだけ頼って小手先で乗り切ろうということでは対応できないのではないだろうか。歴史教育の目的が変わるほどの変革だからである。この変革にいかに対応するか、教員を大いに悩ませる学習指導要領（案）である。

ここでは、「総合、探究」体制の「歴史総合」を検討したが、本来であれば「探究」科目も見必要がある。しかし、紙数も尽きているので、「探究科目」については別の機会に論じてみたい。

五訂 必携日本史用語

B6判 512p. 定価（本体 820円＋税）

- ▶ 高等学校用「日本史B」教科書に掲載の歴史用語類 10,000語を収録。うち 7,000語を解説！
- ▶ 各用語には、A～Dの重要度表示のほか、センター試験出題回数も掲載（2000～2014年）
- ▶ センター試験や二次・私大試験で頻出のテーマ史を掲載（「北海道史」「琉球史」「日中関係史」「江戸時代の経済政策」「女性史」など）